

旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
(令和5年度第6回)

審議事項 第1号

第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間における介護保険料の設定について

各都道府県
各市町村 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

本日、令和6年度予算政府案等が決定されるとともに、第1号保険料負担の見直しについて、第110回社会保障審議会介護保険部会において「第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）」をお示し、その内容が固まったところです。

これらを踏まえ、第1号保険料及び介護給付費財政調整交付金に関する見直し内容及び第9期計画期間における第1号保険料等の算定に必要な諸係数を、以下のとおりお示しします。

併せて、本事務連絡でお示しする内容について、検討に当たって特に留意いただきたい事項に関するQ&A及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）その他の関係法令に係る現時点における改正案（本日より意見公募手続を実施中）を、別紙のとおりお示しします。

各都道府県、各市町村におかれましては、これらを踏まえ、条例改正手続や令和6年度予算案への反映等、必要な対応を速やかに行っていただきますようお願いいたします。

記

第1 第1号保険料に関する見直し及び諸係数について

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、**1号被保険者間での所得再分配機能を強化する（標準段階の9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）**ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）**を図ることとしました。

1 **国の定める標準乗率、公費軽減割合等**

上記を踏まえ、国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合は、以下のとおりです。

第1号保険料の低所得者軽減については、令和6年度予算案への反映をお願いいたします。なお、地域包括ケア「見える化」システムにおける諸係数についても、本日付で確定値に更新されておりますので、これを踏まえた再度の推計をお願いいたします。

段階数	1段階	2段階	3段階	・・・	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階
標準乗率	0.455	0.685	0.69		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
公費軽減割合	0.17	0.2	0.005		-	-	-	-	-
最終乗率	0.285	0.485	0.685		1.7	1.9	2.1	2.3	2.4

2 基準所得金額（第9期計画期間）

第9期計画期間における第1号保険料の基準所得金額については、「基準所得金額の設定等に係る調査について（依頼）」（令和5年6月29日付当課事務連絡）により依頼した第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ、以下のとおりといたします。

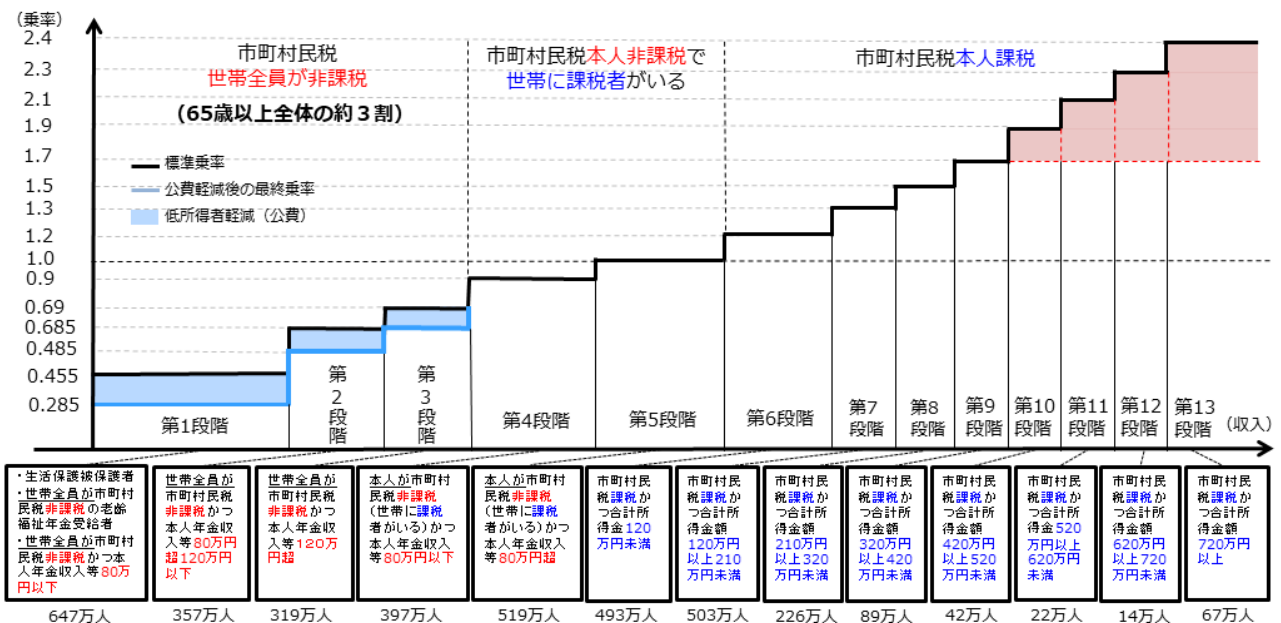
- ・ 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- ・ 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円
- ・ 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円
- ・ 第9段階と第10段階を区分する基準所得金額 420万円
- ・ 第10段階と第11段階を区分する基準所得金額 520万円
- ・ 第11段階と第12段階を区分する基準所得金額 620万円
- ・ 第12段階と第13段階を区分する基準所得金額 720万円

（参考）第9期計画期間における第1号保険料の標準段階・乗率（標準13段階）

※第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）（令和5年12月22日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえたもの

【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）

第9期介護保険料の設定

【第8期】

段階	基準所得	負担割合	保険料年額	R5人数 (実績)
第1段階	生活保護 非課税	0.3 (0.5)	22,300円 (月額1,858円)	27,539
第2段階	非課税 80～120	0.36 (0.61)	26,700円 (月額2,225円)	13,249
第3段階	非課税 1・2以外	0.68 (0.73)	50,500円 (月額4,208円)	11,709
第4段階	本人非課税 家族課税 ～80	0.9	66,900円 (月額5,575円)	10,584
第5段階 (基準額)	本人非課税 家族課税 80～	1	74,300円 (月額6,190円)	10,196
第6段階	～120	1.2	89,100円 (月額7,425円)	14,608
第7段階	120 ～210	1.3	96,600円 (月額8,050円)	14,603
第8段階	210 ～320	1.5	111,400円 (月額9,283円)	5,075
第9段階	320 ～400	1.6	118,800円 (月額9,900円)	1,435
第10段階	400 ～600	1.8	133,700円 (月額11,142円)	1,417
第11段階	600 ～800	2	148,600円 (月額12,383円)	463
第12段階	800 ～1000	2.3	170,800円 (月額14,233円)	271
第13段階	1,000～	2.5	185,700円 (月額15,475円)	747

【第9期(介護給付費準備基金を取り崩さない場合)】

段階	基準所得	負担割合	保険料年額	8期との差	
				保険料年額	8期→9期 段階推移
第1段階	生活保護 非課税	0.285 (0.455)	22,800円 (月額1,900円)	500円	1段階→1段階
第2段階	非課税 80～120	0.36 (0.56)	28,900円 (月額2,408円)	2,200円	2段階→2段階
第3段階	非課税 1・2以外	0.68 (0.685)	54,500円 (月額4,208円)	4,000円	3段階→3段階
第4段階	本人非課税 家族課税 ～80	0.9	72,100円 (月額6,008円)	5,200円	4段階→4段階
第5段階 (基準額)	本人非課税 家族課税 80～	1	80,200円 (月額6,680円)	5,900円	5段階→5段階
第6段階	～120	1.2	96,200円 (月額8,016円)	7,100円	6段階→6段階
第7段階	120 ～210	1.3	104,200円 (月額8,683円)	7,600円	7段階→7段階
第8段階	210 ～320	1.5	120,200円 (月額10,016円)	8,800円	8段階→8段階
第9段階	320 ～420	1.7	136,300円 (月額11,358円)	17,500円 2,600円	9段階→9段階 10段階→9段階
第10段階	420 ～520	1.9	152,300円 (月額12,691円)	18,600円	10段階→10段階
第11段階	520 ～620	2	160,300円 (月額13,359円)	26,600円 11,700円	10段階→11段階 11段階→11段階
第12段階	620 ～720	2.2	176,400円 (月額14,700円)	27,800円	11段階→12段階
第13段階	720 ～820	2.3	184,400円 (月額15,366円)	35,800円 13,600円	11段階→13段階 12段階→13段階
第14段階	820 ～1,000	2.6	208,400円 (月額17,366円)	37,600円	12段階→14段階
第15段階	1,000～	3	240,500円 (月額20,041円)	54,800円	13段階→15段階

※基準所得・負担割合の赤字は8期からの変更箇所

【第9期案:介護給付費準備基金を取り崩す場合】

段階	基準所得	負担割合	保険料年額	8期との差		段階別対象者数(推計)		
				保険料年額	8期→9期 段階推移	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	生活保護 非課税	0.285 (0.455)	21,200円 (月額1,766円)	-1,100円	1段階→1段階	27,706人	27,621人	27,470人
第2段階	非課税 80～120	0.36 (0.56)	26,700円 (月額2,225円)	円		13,329人	13,289人	13,216人
第3段階	非課税 1・2以外	0.68 (0.685)	50,500円 (月額4,208円)	円		11,779人	11,744人	11,680人
第4段階	本人非課税 家族課税 ～80	0.9	66,900円 (月額5,575円)	円		10,648人	10,616人	10,557人
第5段階 (基準額)	本人非課税 家族課税 80～	1	74,300円 (月額6,190円)	円		10,257人	10,227人	10,170人
第6段階	～120	1.2	89,100円 (月額7,425円)	円		14,696人	14,652人	14,571人
第7段階	120 ～210	1.3	96,600円 (月額8,050円)	円		14,691人	14,647人	14,566人
第8段階	210 ～320	1.5	111,400円 (月額9,283円)	円		5,106人	5,090人	5,062人
第9段階	320 ～420	1.7	126,300円 (月額10,525円)	7,500円 -7,400円	9段階→9段階 10段階→9段階	1,721人	1,716人	1,707人
第10段階	420 ～520	1.9	141,100円 (月額11,758円)	7,400円	10段階→10段階	817人	814人	810人
第11段階	520 ～620	2	148,600円 (月額12,384円)	14,900円 円	10段階→11段階	389人	388人	386人
第12段階	620 ～720	2.2	163,400円 (月額13,616円)	14,800円	11段階→12段階	247人	247人	245人
第13段階	720 ～820	2.3	170,800円 (月額14,233円)	22,200円 円	11段階→13段階	202人	202人	200人
第14段階	820 ～1,000	2.6	193,100円 (月額16,091円)	22,300円	12段階→14段階	230人	230人	228人
第15段階	1,000～	3	222,800円 (月額18,566円)	37,100円	13段階→15段階	751人	749人	745人
計						112,569人	112,232人	111,613人

【第9期保険料設定のポイント】

- 1 介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料基準額を据え置きとした
- 2 段階・負担割合の設定は国の動きに合わせた(高所得者の保険料を引き上げ、低所得者は負担軽減)
- 3 原則、高い段階ほど保険料の上がり幅を大きくした
- 4 低所得者の負担割合を国の標準と同じ又は低くなるよう調整した

第9期計画における介護保険料の算定について

1 第1号被保険者の介護保険料基準額(月額)の推移

	第1期 (H12~14)	第2期 (H15~17)	第3期 (H18~20)	第4期 (H21~23)	第5期 (H24~26)	第6期 (H27~29)	第7期 (H30~R2)	第8期 (R3~R5)
月額 (円)	3,116	3,650	4,311	4,648	5,679	5,835	6,190	6,190
		+534円	+661円	+337円	+1,031円	+156円	+355円	±0円

2 基金残高及び今後の見込み

基金残高	: 32億円 (令和5年度末見込)
取崩額	: 17.5億円 (見込)
取崩後の残高	: 14.5億円 (見込)
【概算】	
保険料月額	1円の上昇を抑えるために必要な基金額は、約3,640,000円です。

第10期(R9~11)保険料推計額: 7,433円(+1,243円)※

※現状の給付費を基に、認定者数等の増加を踏まえて試算した額であり、65歳以上の方の負担割合(現行23%)の変更や市の施策(施設整備や保健福祉事業の拡充等)及び国の報酬改定等を勘案していない参考値です。

基金残高 : 14.5億円 (令和8年度末見込)

14.5億円 ÷ 3,640,000円 = 約400円

全額取崩後の第10期保険料(推計): 7,033円(+843円)

3 第9期における保険料額の考え方

介護サービス費の増加や介護報酬改定等の影響等により、基金を取り崩さなければ介護保険料基準額(月額)が約500円上昇することとなります。基金の残高や昨今の物価高騰等による市民生活への影響を考慮し、第9期の保険料については、現状(第8期)の保険料を維持する考えとしました。

また、第10期を見据え、第8期の基金取り崩し後と同程度の残高を確保することで、今後も保険料を抑制できるように設定します。